

# 申告は正しくお早めに!

## 〈確定申告と納税の期限〉

所得税 2月16日(月)～3月16日(月)

消費税(個人事業者) 1月5日(月)～3月31日(火)

贈与税 2月2日(月)～3月16日(月)

※国税庁のホームページ[<http://www.nta.go.jp>]で確定申告書等の作成ができます。

※e-Tax(国税電子申告・納税システム)は、インターネット上で申告や納税ができますので、利用ください。詳細はe-Taxホームページ[<http://www.e-tax.nta.go.jp>]をご覧ください。

	税理士相談会	税務署相談会
とき ところ	2月3日(火) 午前9時30分～正午 午後1時～4時 役場2階第1会議室	2月4日(水) 午前10時～正午 役場2階第1会議室
対象者	①小規模納税者の方の所得税・消費税 ②年金受給者・給与所得者の方の所得 ※ただし、土地、株式等の譲渡所得は除きます。	①給与所得者で、所得税の還付を受けようとする方 ②年金受給者の方
その他	受付は午後3時30分で締切ります で、お早めにご来場ください。	申告書の収受も行います。(勤務先または社会保険庁等から交付された源泉徴収票の原本等が必要です。)

※相談会場へは、申告書を自分で作成できるように筆記用具・電卓・前年の確定申告書の控え・印鑑等をお持ちください。

◆問い合わせ 東金税務署 ☎0475-52-3121

◆問い合わせ  
税務課課税班  
☎0412-1212

◆問い合わせ  
業主は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、**2月2日**までにすべての受給者に交付し、一定金額以上のものは税務署に提出してください。また、「給与所得の源泉徴収票」と複写作成される「給与支払報告書」は金額の多少にかかわらず、受給者の住所地(平成21年1月1日現在)の市町村に提出してください。なお、青色申告をする方で専従者給与を支払った方、臨時で従業員を雇つた方も忘れないで提出してください。

◆問い合わせ  
分娩機関が発行する制度への加入と出産を証明する書類を提出し手続きをお願いします。  
住民課国保年金班の窓口で一時金を申請するときは、分娩機関が発行する制度へ

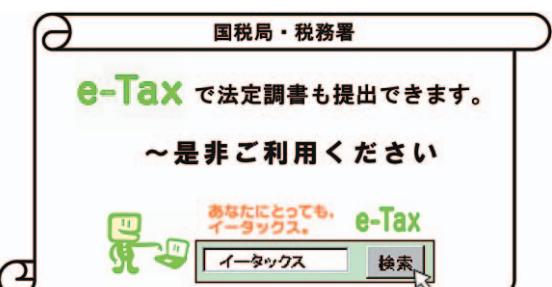
## 町県民税・所得税の申告相談・提出会場

今年も「文化会館」の1会場のみで申告相談を行います。提出のみの方は、税務課と文化会館で受付します。町民サービスセンターでは、提出等の受付はしませんのでご注意ください。

給与や賃金を支払う方へ  
(源泉徴収票・給与支払報告書)

平成20年中に給与・賃金などを支払った事業所、事

産科医療補償制度加入機関での出産一時金が  
**38万円に引き上げ!**



## 今月の納税等

- 国民健康保険税 第7期
- 後期高齢者保険料 第7期
- 介護保険料 第7期

【納期限: 2月2日(月)】  
※口座振替納付の方は、残高の確認をお願いします。

◎土・日・祝日でも、役場と町民サービスセンター(サビア横芝店内)で納めることができます。

◆問い合わせ  
産科医療補償制度とは…  
通常の妊娠・分娩で新生児が脳性麻痺となった場合、総額3千万円の補償が支払われる制度。1月1日以降の出産から適用されます。

◆問い合わせ  
住民課国保年金班  
☎0412-1214